

東京都畜産技術連盟規約

- 第1条 本連盟は、東京都畜産技術連盟（以下「連盟」という。）という。
- 第2条 連盟は、事務所を東京都文京区に置く。
- 第3条 連盟は、畜産技術者等畜産関係者相互の連絡を図り、もって畜産の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 畜産技術の向上発達及び普及
 - (2) 畜産に関する調査及び研究
 - (3) 畜産技術者相互の連絡
 - (4) その他連盟の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 連盟の会員の資格は次のとおりとする。
- (1) 畜産に関する技術若しくは学識経験を有する個人で東京都の区域内に居住または勤務する等の者、また、東京都の区域外に居住または勤務する等の者で代表幹事の承認を得た者
 - (2) 東京都を区域とする畜産に関する非営利の団体
- 第6条 連盟の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を代表幹事に提出し、承認を受けるものとする。
- 第7条 会員は、別に定める会費を納入する。
- 第8条 連盟は、その円滑な運営を図るため、幹事を置く。
- 第9条 連盟の目的に賛同し、入会申込書を代表幹事に提出して承諾を受けたものは賛助会員となることができる。
- 第10条 連盟に、連盟の業務を処理するため幹事と業務を監査する監査役1名を置く。
- 2 幹事、監査役は総会において選出する
 - 3 幹事は、代表幹事1名を互選する。
 - 4 幹事、監査役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 総会は、幹事並びに会員団体の代表者をもって構成する。
- 2 総会は、代表幹事が必要に応じて招集する。
 - 3 総会の議長は、代表幹事がこれにあたる。
 - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
 - 5 やむをえない理由により総会に出席できない者は、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
- 第12条 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 2 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集する。
 - 3 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。
- 第13条 連盟の事務及び会計は、代表幹事若しくはその指名する幹事が管理し、その方法は幹事会で定める。
- 2 連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 付則 この規約は、令和5年6月8日から施行する。